

平成 28 年度村・県民税申告 巡回受付日程表

字 名	受 付 日 時	
喜 瀬 武 原	2月 9日(火)	午後1時30分～午後4時(午後から)
名 嘉 真	2月10日(水)	午前9時30分～午後3時
安 富 祖	2月12日(金)	午前9時30分～午後3時(熱田集会所 午後1時～3時)
瀬 良 垣	2月15日(月)	午前9時30分～正午(午前中)
太 田	2月15日(月)	午後1時30分～午後4時(午後から)
恩 納	2月16日(火)	午前9時30分～午後3時
南 恩 納	2月17日(水)	午前9時30分～午後3時
谷 茶	2月18日(木)	午前9時30分～正午(午前中)
富 着	2月18日(木)	午後1時30分～午後4時(午後から)
前 兼 久	2月19日(金)	午前9時30分～午後3時
山 田	2月22日(月)	午前9時30分～午後3時
真 栄 田	2月24日(水)	午後1時30分～午後4時(午後から)
塩 屋	2月24日(水)	午前9時30分～正午(午前中)
仲 泊	2月25日(木)	午前9時30分～午後3時
宇 加 地	2月26日(金)	午後1時30分～午後4時(午後から)

- ※上記日程表の申告の受付、記入指導、税務相談は各区公民館にて行いますので、ご相談ください。
- ※未申告の場合は、所得証明、国民年金の申請免除等の証明発行及び手続きが出来ない場合がありますので、所得の有無にかかわらず申告して下さるようお願いいたします。
- ※社会保険料控除の国民年金の控除については、(国民年金保険料、領収書、国民年金保険料納付証明書等)が必要となっておりますので、申告時にお忘れなくお持ちくださるようお願いいたします。
- ※上記受付日以外は、税務課に3月15日までに提出してください。
(税務課受付時間 午前9時～正午 午後1時～午後5時)

問合せ：税務課 住民税係 ☎ 966-1206

みなさんひとり一人の納税が恩納村を支えています。

村・県民税 第4期 国保税 第7期 の納期限は2月1日(月)です。

★ 村・県民税・国保税は全国のコンビニおよびゆうちょ銀行で納付できます ★

※便利な口座振替も
おすすめ！！

※ただし下記の場合は、コンビニエンスストアでは納めることができませんのでご注意ください！

- 納付期限が過ぎたもの
- バーコード表示がないもの又は読み取りできないもの
- 金額が30万円を超えるもの
- 金額を訂正したもの

ゆうちょ銀行以外の恩納村指定金融機関の口座振替依頼書が納付書についてます。
記入後、役場税務課・福祉健康課又は村指定金融機関にお持ちください。

納めることのできるコンビニエンスストア

- ・ファミリーマート
- ・ローソン
- ・ココストア
- ・くらしハウス
- ・サークルK
- ・タイイー
- ・ポプラ
- ・サンクス
- ・エブリワン
- ・スリーエフ
- ・セブオン
- ・コミュニティストア
- ・ハセガワストア
- ・ミニストップ
- ・セイコーマート
- ・スリーエイト
- ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・MMK 設置店
- ・セブン-イレブン
- ・ローソンストア100
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・生活彩家
- ・デイリーヤマザキ
- ・スーパー北海道



※今後とも納付期限内の納付へのご協力をお願いします。

◎問合せ：税務課(村・県民税) ☎ 966-1206 福祉健康課(国保税) ☎ 966-1207

要介護認定を受けている方の障害者対象者控除について

福祉健康課では、介護保険の要介護(要支援)認定を受けている65歳以上の方について、申請により村が定める認定基準に該当する方には、「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や村・県民税を申告する時に、この認定書を添付すると、本人又はその扶養者が障害者控除(特別障害者控除)を受けることが出来ます。税の申告をするまでに福祉健康課にて手続きをおすすめ致します。

障害者控除対象者認定の範囲内であれば「認定書」を交付、範囲外であれば「非該当通知書」を交付します。

対 象 者：65歳以上の方で、介護保険法に基づく要介護(要支援)を受けている方であること。認定基準は平成27年12月31日の要介護認定状況となります。

申 請 方 法：恩納村役場福祉健康課にて「障害者控除対象者認定申請書」を提出

必要なもの：介護保険被保険者証、印鑑

受 付 期 間：平成28年2月1日～

問 合 せ：福祉健康課 高齢者福祉係 ☎ 966-1207

※障害者控除対象者の範囲

区 分	認 定	基 準
障 害 者	(1) 知的障害者	概ね認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、又は知的障害者の障害程度の判断基準(重度以外)と同程度であること。
	(2) 身体障害者	概ね寝たきり度がA1及びA2、又は身体障害者の障害の程度の等級表(3級～6級)と同程度の障害であること。
特別障害者	(1) 知的障害者(重度)	概ね痴呆度がⅠV及びⅢM、又は知的障害者の障害の程度の判断基準(重度)と同程度の障害であること。又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者と同程度の障害の程度であること。
	(2) 身体障害者(1級、2級)に準ずる。	概ね寝たきり度がB1、B2、C1、及びC2、又は身体障害者の程度の等級表(1級、2級)と同程度の障害の程度であること。
	(3) 寝たきり老人	概ね寝たきり度がB1、B2、C1及びC2、又は常に就床を要し、複雑な介護を要する状態(6ヶ月程度以上臥床し、食事、排便等の日常生活に支障のある状態)であること。

通行止め解除のお知らせ

1. 場 所：喜瀬武原地区
2. 通行止め解除日：平成27年12月4日 以降
3. 対 象 路 線：村道前山線(喜瀬武原～県民の森、名嘉真向け)
4. 事 業 名：特定防衛施設周辺整備調整交付金事業

○道路利用の皆様には、長期間にわたりご不便・ご迷惑をおかけしましたが工事完了に伴い通行止めを解除いたします。ご理解とご協力有り難うございました。

位 置 図 (喜瀬武原)

